

# 《障がい者支援課》

## 1 障害者自立支援法への取組について【根拠法令：障害者自立支援法】

障害者自立支援法施行（平成18年4月1日）に伴い、福祉保健局は障がいの地域生活支援を行う市町に対して、身体障がい者福祉・知的障がい者福祉・精神保健福祉業務（広域的な調整、指導支援、管内サービス提供体制の計画的な整備、事業者への指導）と身体・知的障害者更生相談所業務（高い専門性による技術的支援）を一体化して行う。

### （1）地域生活支援事業（相談支援体制整備事業）

ア 市町の地域自立支援協議会の運営に向けたサービス作りに参画する。（随時）

イ 人材育成（マンパワー）の定着及び支援の整備

- ・民生委員、身体・知的障害者相談員との学習会、出前講座の開催（随時）
- ・施設・福祉スタッフへのスキルアップ支援（ケアマネジメント研修、事例検討会）
- ・精神疾患を正しく理解し、身近な問題として考える地域支援者の増加に向けた市町への支援を行う。

ウ 障がいの就労促進に向けた取組

ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、養護学校との情報交換

### （2）鳥取発！農福連携モデル事業

- ・障がいの新たな就労の場として、農業分野への就労を促進するため、農作業受託システムの体系化により就労系障がい者福祉事業所における就労事業としての工賃アップをはかる。
- ・ふるさと雇用再生特例基金事業を財源とし、平成22年度から2年間の実施予定。
- ・平成24年度以降の農業分野での自立した運営を目指して支援する。
- ・事業主体は、中部総合事務所に設置する農林局・福祉保健局連携による『障がい者就労支援プロジェクトチーム』であり、一部事業をマッチングセンターに委託して実施。

### （3）事業者への支援

- ・障害福祉サービス事業者へ指導（監査を含む。）
- ・相談支援事業者への指導（監査を含む。）
- ・施設整備にかかる補助金の事務

## 2 身体・知的障がい者福祉について【根拠法令：身体障害者福祉法、知的障害者福祉法】

### （1）身体障害者手帳・療育手帳の認定交付

### （2）特別障害者手当等支給事務

福祉事務所が設置されていない三朝町、琴浦町についての支給事務を行う。

## 3 身体・知的障害者更生相談所業務について【根拠法令：身体障害者福祉法、知的障害者福祉法】

### （1）身体障害者更生相談所による判定

ア 補装具

補装具の交付を希望する身体障がい者に対し、補装具の適正な交付のため、定期相談を実施し判定を行う（整形外科2回/月、耳鼻科1回/月、眼科3回/年）

イ 更生医療

身体障がい者が知事の指定を受けた医療機関で、障がいの軽減・除去や機能回復のために医療を受けた場合の医療費について判定を行う（内科、整形外科）

ウ その他

身体障がい者の援護の実施に当たり、専門的な知識・技術を要する事項について市町の依頼に応じて判定書を交付する。

**(2) 知的障害者更生相談所による判定**

療育手帳の交付又は療育手帳の再判定を希望する者に対し、医学的・心理学判定を行い障がい程度について判定する。

その他知的障がい者の援護の実施に当たり専門的な知識・技術を要する事項について市町・施設の依頼に応じて来所又は巡回により医学的・心理学的・職能的判定を実施し、必要に応じて判定書を交付する。

**(3) 個別相談、ケア会議による支援**

市町・相談支援事業者等の求めに応じて、更生相談所の判定結果やケアマネジメントの援助手法等を踏まえた支援困難なケースへの技術的支援を行う。

**(4) 障がい者施設の入所にかかる利用調整と登録管理**

ア 障がい者施設の入所を公平かつ公正に行うため、県内全域の利用希望登録の管理と調整を施設・市町村とともに行う。

イ 県内障がい者施設現員数、待機者数の公表（毎月）。

ウ 県内障がい者施設利用調整会議の開催（必要に応じて）。

**4 精神保健福祉について【根拠法令：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者自立支援法】**

地域精神保健福祉の推進について、関係機関と連携を図り、精神障がい者の早期治療の促進及び社会復帰・社会参加への支援の円滑な実施のために専門的・技術的支援を行う。

**(1) 精神障がい者地域移行支援事業**

受入れ条件が整えば退院・退所が可能な精神障がい者を対象として地域での生活が行えるよう支援する。

精神障がい者地域移行支援推進会議（年1回）

**(2) アルコール関連問題対策事業**

アルコール問題を抱える家族及び本人に対して、断酒会、医療機関、市町と連携し、継続した支援を行う。

研修会・事例検討会の開催

・シリーズ化して研修と事例検討を開催

**(3) 障がい者社会参加促進事業**

精神障がい者が地域の中で、よりよく暮らしていけるよう支援するとともに、精神障がい者に対する正しい理解を図るための研修等を実施する。

**(4) 精神障がい者社会適応訓練事業**

通院中の精神障がい者が協力事業所での作業訓練を通じて社会適応訓練を行い、再発防止と社会的自立を促進する。

**(5) 高次脳機能障害支援事業**

圏域のネットワークの構築を目的に、意見交換会及び事例検討会を実施する。

**(6) 精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療）受給者証交付事務**

申請に基づいて市町から進達された書類を審査し一定の精神障がいの状態にあると認められた場合は手帳を交付する。また通院医療の判定の要否判定に基づき支給認定を行い、受給者証を交付する。

## 5 女性に対する暴力防止について

【根拠法令：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律】

配偶者等からの暴力被害者に対し、相談・安全確保・一時保護・自立支援等を行うとともに、関係機関との連携を強化し、DV被害者支援体制を整備していく。

- ・相談・支援（随時）
- ・カウンセリング（随時）
- ・中部圏域「女性に対する防止」相談機関担当職員ネットワーク会議（偶数月第4金曜日）
- ・法律相談（毎月第3水曜日）
- ・予防啓発活動（11月街頭キャンペーン等の実施）

## 6 ひきこもり対策推進事業について

「ひきこもり者」に対し、相談体制を整備するとともに、ひきこもり状態からの回復に向けた取組を実施する。

- ・本人・家族への相談（随時）
- ・精神科医師による専門相談（毎月第2金曜日 要予約）
- ・ひきこもり家族教室（毎月第3木曜日）

## 7 自殺対策事業について【根拠法令：自殺対策基本法】

自殺を防止するため、対応方法や支援の円滑な実施に向けた研修会等を行う。また、関係機関とのネットワークの構築を図る。

○鳥取県中部地区「眠れていますか？（睡眠）キャンペーン」

「睡眠障害」をキーワードにしたキャンペーンを実施することにより、「うつ病の早期発見」及び「住民に対する啓発」等を行い、一層の自殺予防を推進する。

- ・キャンペーンのPR（各市町：公用車にステッカーはりつけ6月・9月・12月・3月）
- ・中部地区共同講演会（6月）
- ・中部地区共同シンポジウム（9月）
- ・各市町において講演会・研修会
- ・リーフレット製作（同上）
- ・その他広報による啓発